

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊岡市長 関貫 久仁郎

市町村名 (市町村コード)	豊岡市 (28209)
地域名 (地域内農業集落名)	但東町奥藤区 (奥藤)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月7日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

奥藤集落は、昭和51年から54年にかけて奥藤土地改良区により団体営ほ場整備事業(20.5ha:その内奥藤分約14.6ha)、標準区画概ね20aの整備を行っている。しかし、中山間の山際・谷筋地域であるため、整備後も10a未満のほ場や不整形田も多い。さらに、谷筋の奥の方は、土地改良のできない不整形田が多く残っている。

灌漑は、自然取水方式であり、取水口や用水路の管理、農道補修や排水路の泥上げ、畦畔や道路水路の草刈り等の維持管理や獣害対策に多大な労力を要している。用排水路の泥上げは、集落内の日役で行っており、非農家の土地所有者も協力的である。また、耕作地に隣接する農道、県・市道の法面、河川の法面、農道部分の畦畔は、農業者のみで管理している。その他、水路・農道の補修は、水利組合が担っている。

当該集落区域内の水稻栽培は、全体で約11.5haである。中心的担い手となる認定農業者はなく、集落内の耕作面積1.0ha以上の中規模水稻栽培農家は5名で、耕作面積は約7.2ha、耕作率は約61.9%である。その他は、小規模の経営体12名で維持されている。また、畑作は約0.2haで、ピーマン、ウド栽培のほかは、自家用野菜の栽培となっている。

令和5年度中に75歳以上になる高齢者は3名で(耕作面積約3.6ha)、75歳未満の耕作者にも今後5~10年先を待たずに現在でもリタイアを考えている耕作者があり、担い手への受け渡しが課題となっている。谷筋で、ほ場の面積が小さく、大規模な農機具を使用できない上、除草作業や水路等の管理に多くの労力を費やすため、他の集落から受け手を探すことが困難であり、集落内の比較的規模の大きい営農者に任せる方法で当面凌いでいくが、現状の営農者の高齢化が進む中、将来的には他地区からの耕作者を探していかなければならないと考えている。

当集落は、一部の谷筋や山際の農地を除いて、今のところ荒廃農地の発生を最小限に抑えているが、高齢化と近年の地域力の低下に伴い維持管理の負担が増えている。また、集落外の所有者の農地が、一部耕作放棄地となっており、これらを解決すべく多面的機能支払交付金事業にも取り組むこととしている。

しかし、元々戸数の少ない集落の上、高齢化や離農者の増加に伴い、未整備地はもちろんのこと、集落で活用すべき農地であっても遊休化が懸念されるところである。

このため持続可能な集落の農地保全に向けて、地域計画の協議を進める。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

奥藤集落の農地利用は、水稻栽培を中心に、主に集落内の耕作面積1.0ha以上の5名とその他7名の営農者が担っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.67 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.67 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

昭和51年から54年にかけて奥藤土地改良区により団体営ほ場整備事業(20.5ha:その内奥藤分約14.6ha)、標準区画概ね20aの整備を行った農用地区域を中心に、奥藤川周辺の農地を将来にわたり有効活用する区域とし、その他の区域と山際・谷筋にある農地は、保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状では、中心経営体への集積・集約化は困難と考えている。 しかし、将来を見据え、集落外の担い手の受入れに取り組みとともに、所有者は農地の入替えに協力して、農地の集積・集約化を進めていくように努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在は、他の集落からの担い手が期待できないため、農地中間管理機構を活用する機運になっていない。 しかし、高齢化や耕作者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、将来的には、農地バンクの機能の活用を農地所有者に働きかけていく必要がある。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に取り組みべき農地は、基盤整備事業を完了しているので、取り組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
特に考えていない。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者がないため、集落内の営農者が作業を一部受託している。 今後も、現状の受委託の方法で取り組んでいく。

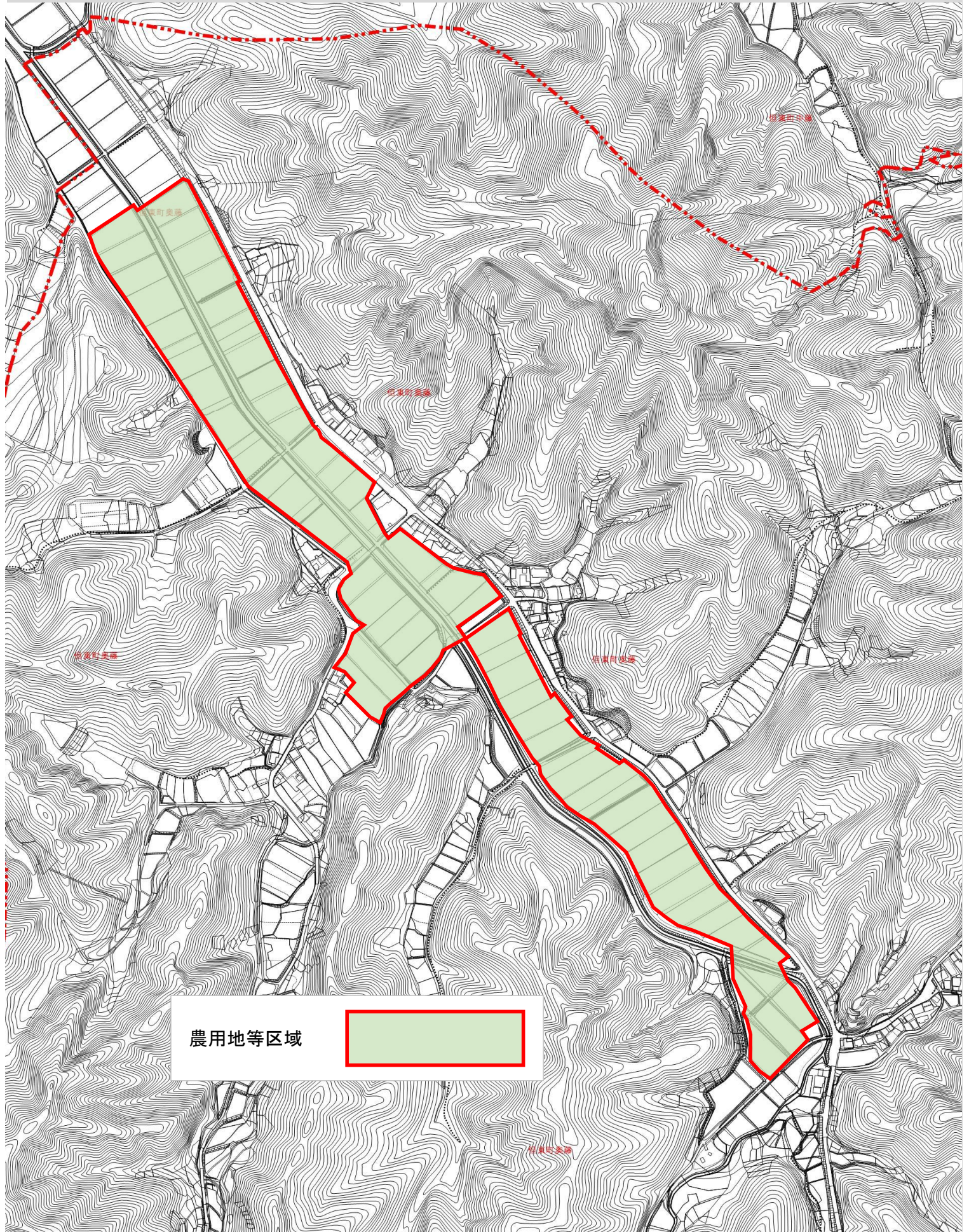
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策の取組方針
鹿・猪等鳥獣害対策として金網柵等の設置しているが、劣化してきており、適切な補助事業を活用しながら、更新していく。
- ⑦保全・管理等の取組方針
多面的機能支払交付金事業に取り組み、適正な農用地の維持管理を図る。
- ⑧農業用施設の取組方針
集落内の現状の協力体制をできるだけ長く維持していく。

豊岡市但東町奥藤区



農用地等区域



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊岡市長 関貫久仁郎

市町村名 (市町村コード)	豊岡市 (28209)
地域名 (地域内農業集落名)	平田区 (但東町平田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月29日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

平田地区は、昭和54年から昭和58年にかけて平田土地改良区により団体営ほ場整備事業(受益面積A=31.8ha)、標準区画15aから20aの整備を行っている。灌漑は、自然取水方式であり、取水口や用排水路の管理、農道補修や水路の泥上げ、畦畔や道路水路の草刈り等の維持管理については集落内の日役により、農業者・非農業者関係なく行っており、地域全体として農村環境を守っている。

当該地域の営農形態は、水稻栽培が全体で約20.4haであり、全体の約95%を占めている。残りの約1.0haについては、畑作としてピーマンや人参、とうもろこしを中心に野菜の栽培を行っている。

中心的担い手としては農事組合法人が1団体と農業法人が1団体あり、耕作面積が約14.2haで地域全体の約66%を集積している。また1.0ha以上の農家はおらず、残りの農地は小規模の経営体24名で維持されている。

75歳以上の高齢耕作者は6名で、70歳以上75歳未満の耕作者が5名あり、地区内の耕作者の約半数を占めている。

当該地域は、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業を積極的に取り組んでおり、現在荒廃農地の発生は見られず、水路等の更新・維持管理についても活用している。

しかし、将来を見通すうえで、次の世代にどのようにして継承していくかの具体的な方策がみえないため、集落として存続することができるかわからない現状と直面している。

また、中山間地にもほ場があり、今後の維持管理や有効活用の方針についても当面の課題となっている。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当該地域の農地利用については、現状個人で耕作が可能な限りは営農を続けていき、離農者が発生した際には地域内の農事組合法人に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.41 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.41 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

昭和54年から昭和58年にかけて平田土地改良区により団体営ほ場整備事業を行った農用地区域を中心に石川流域の農地を将来にわたり有効活用する区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状、地域内の農地の大半は中心的担い手である農事組合法人に対し集積できているが、今後も離農者が発生することが見込まれるため、その際には、より集積・集約を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地のうち農事組合法人に集積している分については、農地中間管理機構を活用しているため、今後もより効率的かつ円滑的に集積・集約を図っていけるよう、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず農地を機構に貸し付けていくことに協力していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に取り組むべき農地は、基盤整備事業を完了しているので、取り組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在、地域内の農事組合法人において1人の若手農業者の育成を行っている。 令和7年度作付けから個人営農者として当該地域内に新規参入することができるよう各関係機関と綿密な連携を図り体制を整備していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
現状取り組む予定はない。

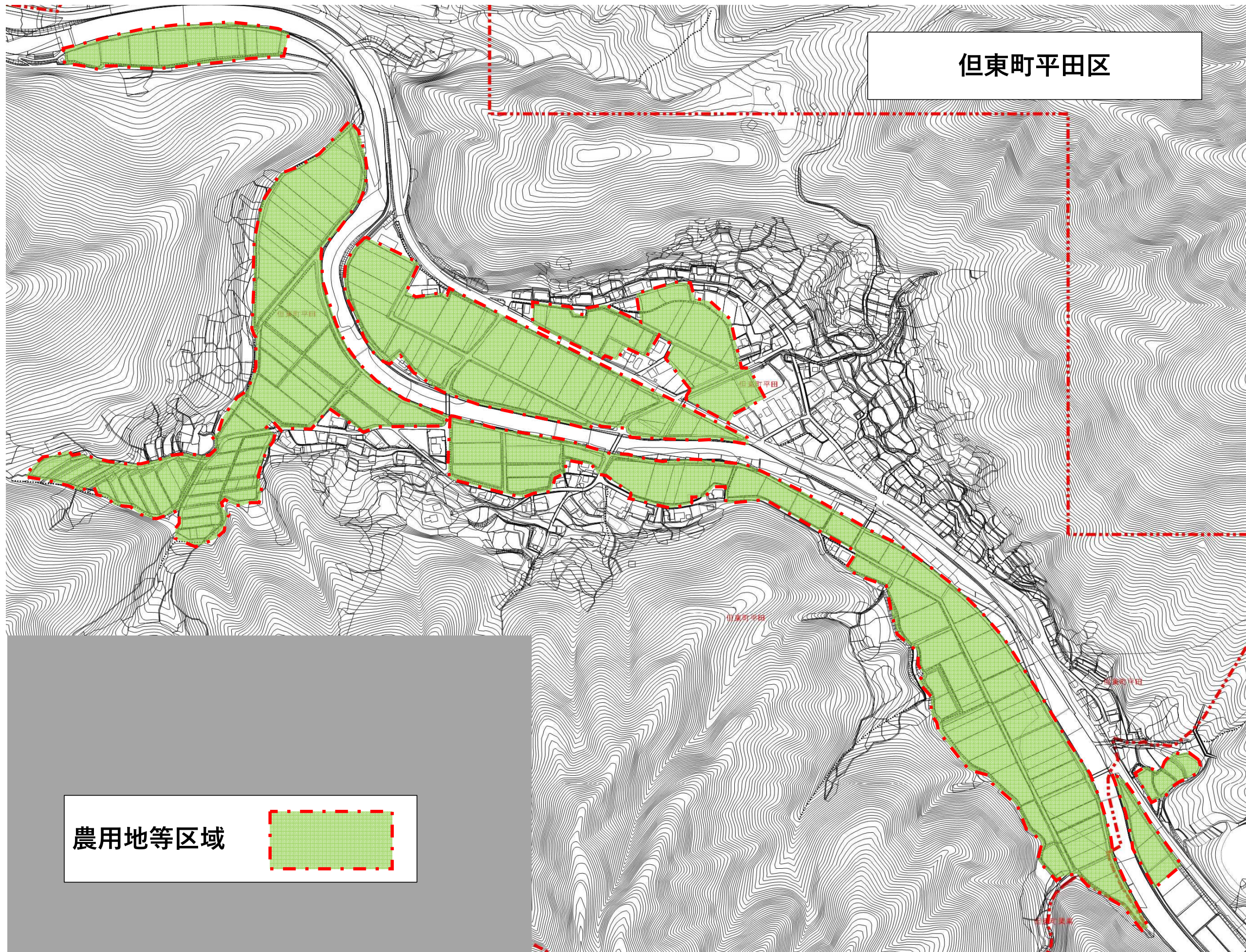
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策の取組方針
現在、地域内を困っているメッシュ柵の維持・管理に係る費用が高んでいるため、補助事業等を有効に活用しながら鳥獣被害防止に努めていく。
- ②有機・減農薬・減肥料の取組方針
人と環境にやさしく高付加価値が期待される「コウノトリ育む農法」の導入を行っている。
今後についてもこの農法の導入・拡大を目指し営農していく。
- ③スマート農業の取組方針
現在、田植え機に関しての導入を行っている。
今後はスマートトラクターの導入を視野に入れスマート農業の活用を検討していく。
- ⑤果樹等の事業拡大や稲作から果樹等栽培への転換方針
地域の特性上、水稻中心の営農形態は変わらないが、「朝倉さんしょ」の取組も視野に入れ、非農家もより農作業に参加しやすいように転換していき、儲かる農業を目指していく。
- ⑦保全・管理等の取組方針
方針としては、スマート農業や営農管理のデジタル化を推進し、人手のかからない農業を目指していくが、現在地域をあげて農業者・非農業者関係なく農作業に携わり、農村環境を保全・管理している手法を風化させることなく取り組んでいく。
- ⑧農業用施設の取組方針
今後も多面や中山間といった直接支払などの補助事業を活用しながら、よりよい営農環境を整えていく。

但東町平田区



農用地等区域

